

# 第一回 業務研究発表会

4月25日に阪神支部の独自の制度である、業務研究グループの発表会がありました。この制度は業務研究を行うグループを支部が支援し、その成果を支部に対し還元するというものです。

今回は告訴・告発についてのものと、支部への相談を再検討してみるというものでした。

告訴・告発については基本原理から実際に告訴状を書くとは何かを、書き方だけではなく、書く前の依頼人との面談から再現し、より実務に近づくアプローチを行うなど今までにないものになりました。

相談カードを使っただの研究グループでは、マンションの騒音問題では法的なアプローチのみでは無く建築資材からの問題提起を行ったり、生命保険の法的な検討、葬儀費用の支払い問題、国際私法上の消費者問題、最新の相続判例の検討などを行いました。

今後ともこのような制度を利用し、支部会員の能力向上に支部として取り組んでいきますので、何かの折には行政書士会阪神支部をよろしく御願いたします。

